

災害弔慰金支給申請に対する結果通知の運用に関する意見書

2017年（平成29年）3月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

被災地の市町村は、災害弔慰金の支給の申請を行った遺族に対して、不支給の決定をする場合、判断の基礎となった具体的な事実関係を示すなど、結論に至る過程を具体的に理由として記載した通知書を交付すべきである。

第2 意見の理由

1 災害弔慰金の趣旨

災害弔慰金とは、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律を受けて制定された市町村の条例に基づき支給される見舞金であり、大切な家族を失った遺族に対し、遺族の申請を受けた市町村が弔意を示すものであると同時に、遺族の生活再建の支援となるものである。

家族を亡くし深い悲しみの中にある遺族にとって、亡くなった家族が災害による死亡と認められるか否かは、その心情に大きな影響を与える事柄である。

したがって、災害弔慰金の支給・不支給の決定に当たっては、この災害弔慰金の趣旨及び遺族に与える影響を踏まえて、適正に判断されなければならない。このことは、災害弔慰金が条例に基づく行政処分として支給されることからもいうことができる。条例に基づく災害弔慰金の支給が行政処分であることは、多くの判例において既に判示されているところである。

そして、その結果の通知、とりわけ、不支給決定の通知は、適正な判断がされることを担保する方法でなされなければならない。

2 災害弔慰金不支給決定にかかる通知の運用の現状について

災害弔慰金の支給の申請を行った遺族に対する結果の通知方法について、統一的な基準はなく、申請を受けた市町村に委ねられているのが現状である。

東日本大震災、平成28年熊本地震、あるいは、その他の災害において、その通知の方法は一様ではなく、決定の理由を、いかなる方法で、どのような内容を遺族に伝えるかについて、被災地の市町村によってばらつきが見られる。

結論に至る過程について具体的な事実関係を付記した文書でその結果を遺族に通知する市町村がある一方で、例えば、「地震による因果関係が認められない」、「審査会に委託、諮問し、災害と死亡者の死亡には関連性が無いとの結

論に至ったため」といった抽象的な理由のみを記載し、具体的な事実関係に触れることなく、決定主体としての判断過程を明らかにしない極めて無責任な内容で結果を通知する市町村も見受けられる。

このような抽象的な理由しか記載されていない通知を受け取った遺族からすると、結論に納得できずに不服の申立てや訴訟の提起をする場合、その結論が導かれた根拠が分からないため、いかなる点について反論すればよいのか見当をつけることすらできない。

また、市町村の立場からすると、不支給と判断した理由を遺族に理解できるよう通知するためには、事案の内容を十分に検討した上で結論を導くことが要求される場所、具体的な理由を通知しなくてもよいとなると、審査そのものがおざなりにされるおそれがある。

これらのことは、災害弔慰金の支給・不支給決定が行政処分としてなされる以上、当然のことであり、その点が不十分であることは、当該市町村の行政運営一般が不十分であることとなる。

3 通知の在り方について

(1) 災害弔慰金の支給申請に対して行政処分として不支給の決定を通知する場合において、上記のような抽象的な理由しか記載しない通知方法は、行政手続法又は行政手続条例上違法となり得る運用であり是正されるべきである。

災害弔慰金の支給申請に対して不支給の決定をすることは、行政手続法第7条の申請に対する応答であり、応答である処分をする場合には同法第8条第1項本文において、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされている。そして、この処分を書面でするときは、その理由は書面により示さなければならない（同法第8条第2項）。各地方公共団体の行政手続条例は行政手続法に準拠しているから、同様のことである。

同法や同条例が、理由の提示を行政庁に義務付ける趣旨は、行政庁が拒否処分をする場合に、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、申請者の争訟提起の便宜を図るためとされており、理由の提示に当たっては、一般的に、拒否処分がなされる基礎になった基本的な事実関係を申請者において理解し得る程度に示すことが要求されると解されている。このことは数多くの判例においても確認されている当然の事柄である。

したがって、不支給の決定に当たっては、遺族に対して、結論が導かれた根拠が十分に理解できるよう、その判断の基礎となった具体的な事実関係が理由として記載された文書でその通知がされるべきである。

(2) さらに、災害後に家族を亡くし、深い悲しみにある遺族は、「あの災害さ

えなければ」との思いを抱いて、災害弔慰金の申請をする。そうした遺族にとって、申請が認められることは、単に弔慰金という金銭を受け取れるというだけの問題ではなく、尊い命を失った家族が「災害によって死亡した者」と公的に認められることで、その心情が少なからず慰められるのである。

逆に、申請が認められず不支給決定が下された場合、遺族は、極めて大きい精神的衝撃を受けるのであって、なぜ認められなかったのか、その理由を知りたいと考えるのである。当然ながら、遺族への通知は、遺族感情に十分に配慮した表現とされる必要があるが、抽象的な理由しか記載しない通知方法は、かかる遺族の思いを無視するに等しく、不適切である。

かかる遺族の心情に鑑みれば、不支給の決定の通知には、遺族において、なぜ家族の死と震災との関連性が認められなかったのかが理解できるよう、十分な理由の説明が記載されることが望ましい。

- (3) 以上より、災害弔慰金の不支給決定が下されるに当たっては、市町村の判断の適正さを担保し、遺族の不服申立ての便宜を図るために、また、理由を知りたいとの遺族の思いに応えるために、判断の基礎となった具体的な事実関係を示すなど、結論に至る過程を具体的に記載した通知書を交付することが求められる。

よって、当連合会は、意見の趣旨のとおり提言するものである。

以 上